

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年4月から50年3月までの納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、A区に住んでいた時に私自身が行い、保険料も納付してきた。昭和49年4月にB市に転居したときは、あまり日を置かずに私自身が市役所に行き、転入の手続を行い、併せて国民年金と国民健康保険の加入手続も行った。また、申立期間当時、地区の集会所で1か月に1回、区費や国民年金保険料等の集金が行われており、その場所で自治会の役員に私と妻の国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、A区からB市に転居後、あまり日を置かずに市役所に行き、転入手続を行い、併せて国民健康保険及び国民年金の加入手続も行ったとして、ところ、事実、同市役所の回答により、昭和49年4月25日に転入届及び国民健康保険資格取得届が提出されていることが確認できることから、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、居住地区の集会所で行われていた地区集金で納付していたと主張しているところ、地区の元区長から、申立期間当時、同地区には納付組織が存在し、集会所において国民年金保険料も集金していた旨の証言が得られた上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の

保険料額とほぼ一致し、前後の加入期間は保険料が納付済みであることを考えると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年3月まで

昭和53年5月に結婚したが、私が勤めていた会社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、それまで公的年金に加入していなかったため、結婚したばかりの妻に国民年金に加入するように勧められた。国民年金の加入手続は、妻が市役所でしてくれた。加入手続をしたとき、市役所の職員から、過去10年間の保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、妻が市役所で10年分の保険料として40万円を納付した。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の保険料を納付したとしているその妻も、婚姻後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識は高いものと認められる。

また、申立人は、その妻が申立人の国民年金加入手続を市役所で行った際、未納の保険料もまとめて納付できると聞き、その妻が未納分の保険料として40万円納付したとしているところ、当時は、第3回目の特例納付の実施期間中である上、社会保険事務所の記録により、昭和51年4月から53年3月までの保険料が、同年7月28日に過年度納付されているとともに、申立人の妻が納付したとする保険料額は、過年度納付が確認できる保険料額と申立期間の保険料を納付した場合の保険料相当額の合計額とおおむね一致することから、申立内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付したとするその妻の陳述内容も具体的かつ鮮

明であり、不自然さは見当たらないことから、納付意識の高い申立人の妻が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年8月まで

結婚直後の昭和38年4月に、義母から、地域の区長に勧められて、同年1月から同年3月までの私の国民年金保険料の納付を行なったと聞かされた。義母からその話を聞き、家族の一員と認められて非常に嬉しく思ったことを覚えている。

その後の昭和38年4月から同年8月までの保険料については、家族の分と一緒に地域の納付組織に納付を行っていたはずであり、ほかの家族の申立期間の保険料は納付済みで、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人の保険料の納付を行っていたとするその義母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、その義母が家族4人分の保険料を地域の納付組織に納付したとしているところ、地域の元区長の証言により、申立期間以前から納付組織が当該集落に存在し、国民年金保険料の収納も行っていたことが確認できるなど、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる上、当時、申立人と同居していた家族に係る申立期間の保険料はすべて納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人の義母が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿や国民年金被保険者台帳に誤った読み方で記載されていた申立人の氏名が平成19年10月に訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかが

える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月7日から31年2月1日まで

私は、B県から当時の集団就職により、昭和30年4月7日からA社で勤め始め、店員と配達の仕事をしていた。

私の先輩や後輩は、勤め始めた月かその翌月には厚生年金保険に加入しているのに、私だけが入社してから約10か月後に加入したという記録になっていて納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「地方出身者は住み込みで働いていたので、健康保険及び厚生年金保険に加入していたはずであり、申立人も加入していた可能性が高い。」と証言しており、複数の同僚も「入社と同時に厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた。」と証言している上、申立期間当時の従業員数と厚生年金保険被保険者数とはほぼ一致することから、A社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年2月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、現在の事業主は、申立期間に係る保険料を納付したとしているが、事業主による申立どおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われたものと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 4 月から 31 年 1 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から47年3月まで

昭和39年1月から47年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。国民年金保険料は納付組織である地区の婦人会が集金して、当該会員が当時のA町役場に納付する方法で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B町役場（現在は、C市役所）及び管轄の社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号（後日、統合処理済）は昭和35年12月8日に払い出された後、39年4月1日に資格喪失手続が行われたことが確認できるとともに、A町役場（現在は、D市役所）及び管轄の社会保険事務所の記録から、48年1月16日以降に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。このことから、申立人は申立期間の大部分について、婚姻後居住していたA町（当時）において、国民年金未加入者として扱われていたものと考えられ、申立どおりの納付方法では、保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を婦人会の集金により納付したとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄及びA町役場（当時）の記録により、申立人夫婦が同一日に保険料を納付したのは、昭和48年4月以降であることが確認できることから、申立人が記憶する納付方法を行ったのは、同年4月以降であったものと推認される。

さらに、申立人に再度国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料の納付ができない上、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 739

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年2月まで  
昭和40年4月から45年2月までの国民年金保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。  
A区に居住していたとき、訪ねて来た養母から「国民年金に加入していないのか。」と言われた。その後帰郷した際、養母から、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も全額支払ったと聞いている。  
このため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその養母も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の国民年金受付処理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月25日を資格取得日として、同年12月以降に払い出されていることが確認でき、これを前提にすると、申立期間の大部分が時効により保険料を納付できない上、申立人は、後日一括して保険料を納付した記憶も無いとしている。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から60年3月まで

ねんきん特別便を受け取り、国民年金の記録がないので照会したところ、昭和56年5月から60年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答であった。

国民年金の被保険者となった昭和52年1月から56年4月までは保険料を納付した記憶はないが、A市へ転居し、動物病院を開業した56年5月に私自身が、転居届とともに市役所の連絡所で国民年金、国民健康保険の加入手続を行い、保険料は、私が前夫の保険料と一緒に2か月に1回、銀行で納付書に現金を添えて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で動物病院を開業した昭和56年5月に転居届とともに、国民年金加入手続を行ったとしているところ、市役所の国民年金手帳記号番号総括払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で59年12月以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の約半分に当たる期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を2か月に1回、銀行で納付していたとしているが、申立人の前夫に係る申立期間の納付記録は、申立人と同様に未納となっている。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（帳簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 741

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和58年9月から61年3月までの納付記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

会社を辞めた後ですぐには国民年金の加入手続を行わなかったが、61年3月ごろ市役所から葉書が来て地区事務所で年金制度の説明を聞いた後で加入手続を行った。会社を辞めた後の分が未加入で未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市役所及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月1日を資格取得日とする第3号被保険者として、同年4月ごろに払い出されたものであることが推認できることから、申立期間は任意の未加入期間であり、制度上、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和61年3月ごろに市役所からの葉書が来たことから地区事務所へ行き、年金制度が新しくなったので加入するように言われて加入手続を行った記憶があるとしていることから申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年4月発足の新制度開始前後の時期であったことがうかがわれる。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで

昭和36年1月ごろに実父が私の国民年金の加入手続をA市役所（当時）において行い、その後、38年5月に他家へ養子に行ってから、送付されてきた納付書を養父に渡し、養父が保険料の納付を行っていた。国民健康保険と国民年金は税金だと思っており、納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続や保険料の納付を行ったとするその実父及び養父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料は納付書により定期的に納付したとしているが、B市役所からは、「A市役所（当時）では、国民年金保険料の納付書は昭和47年4月から発行していたと思われる。」との回答が得られた上、B市役所保管の国民年金被保険者名簿により、45年4月から46年3月までの保険料は47年に過年度納付されていることが確認できるとともに、36年4月から37年3月までの保険料は50年に第2回の特例納付により納付されたことが確認できるなど、申立期間の保険料を申立人の主張どおり納付していたことをうかがわせる事情は見受けられない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付できない上、第1回の特例納付をした事情もうかがえず、35年10月から38年5月までの国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらな

い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の、昭和 38年8月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 から 39 年 11 月 まで

私の国民年金の加入手続については昭和 35 年 5 月ごろに母が A 町役場（現在は、B 市役所）で行ってくれた。

申立期間の保険料は、当時町内会か婦人会かのいずれかの方が集金に来ていたので、母が私と妻の分を併せて現金で納付してくれたと思う。このため、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しているため、国民年金加入状況や保険料納付状況が不明である。

また、申立人及びその妻の保険料を町内会か婦人会のいずれかの納付組織の人に現金で納付していたとするその母は、公的年金には未加入のため自身の国民年金保険料の納付実績は無い上、当時同居していた姉と妹も国民年金には未加入であり、母が姉と妹の保険料を納付した形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、その前後を地方職員共済組合の加入期間に挟まれた国民年金の未加入期間であるため、A 町役場（当時）では、申立人の主張する納付組織に対して申立人の保険料収納を委託できず、当該納付組織は申立人の保険料の集金はできなかったものと推認される上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から 38 年 1 月 25 日まで

私は、A社に勤務していたが、職務上の資格を取るために昭和 37 年 2 月 1 日にB事業所へ転職し、朝、夕は仕事を、日中は教習所で勉強をした。資格取得後の 38 年 2 月 1 日にC社へ転職した。退職当時に健康保険証を返すように言われ返却したが、入退社時に年金手帳を提示したかは覚えていない。同僚も同じ勤務形態であったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、正社員としてB事業所に勤務していたと主張しているが、当時の同僚から証言を得られない上、当該事業所においても人事記録等を保管していないとしていることから、申立人の主張以外に、申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、B事業所では、当時の厚生年金保険の関係書類等は保管していないとしていることから、申立てどおりの資格得喪の届出の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間において健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から24年11月1日まで

A社（現在は、B社）在勤中、郷里に会社を立ち上げることになり、C社に転勤した。昭和23年6月1日から24年11月1日までのA社在勤中は正社員として処遇されており、年金未加入とは考えにくいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚は申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できること、及び申立期間後に勤務したC社保管の履歴書から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に他界しており、現在の事業主に申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び勤務実態を確認したが、関連資料及び証言を得ることができなかった。

また、申立人が主張する同僚は既に他界していたため、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿において申立期間当時に被保険者であったことが確認できる同僚に厚生年金保険の適用について照会したものの、関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿では、申立期間において健康保険の番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料の控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年に A 社に入社し、平成 7 年 2 月まで継続して勤務をしていたが、38 年 12 月 1 日から 47 年 11 月 1 日までの期間が厚生年金保険に加入していないことが判明した。働いていたときの春の慰安会で従業員の人達と一緒に撮影された写真や平成 4 年 10 月 2 日に同業種組合の連合会からもらった勤続 30 年の表彰状があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が平成 4 年 10 月に同業種組合の連合会から勤続 30 年表彰を受けていることから、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る昭和 39 年 9 月から 42 年 11 月までの賃金台帳を見ると、当該期間において厚生年金保険料が控除されていたことが認められない上、申立人と一緒に勤務していたとしているその姉も同保険料が控除されていたことが認められない。

また、厚生年金基金 B 支部の被保険者台帳に記載された資格取得日は、昭和 47 年 11 月 1 日となっている上、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」も同日となっている。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社が健康保険組合に加入した昭和 36 年 6 月 1 日以降及び加入日以前の健康保険の番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで  
昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間について、私が厚生年金保険と国民年金のどちらにも加入していないとは考えられない。A町(当時)のB事業所で勤務していた事実を確認していただき、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同業種の職員組合C支部保管の職員名簿、同僚の証言及び申立人が所持するB事業所勤務時の記念写真から、申立人が申立期間において同事業所で臨時の職員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所を所管するD事業所保管の共済組合に係る任意継続組合員資格取得申出書から、申立人が、任意継続組合員資格を昭和 62 年 4 月 1 日に取得したことが確認できるとともに、D事業所保管の任意継続掛金預金口座振替依頼書には、申立人が 64 年(平成元年) 3 月までの分の掛金を口座振替依頼したことが確認できることから、申立人が、申立期間において、政府管掌健康保険に加入したとは考えられず、同健康保険と一体である厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、社会保険庁のE事業所(当時)に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録では、申立期間において健康保険の番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、D事業所は、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 17 日から 58 年 2 月 22 日まで  
私は、昭和 57 年 11 月 17 日から 58 年 2 月 21 日まで A 社に季節労働者として勤務した。A 社は公共職業安定所の紹介により就職した会社で、勤務期間も明確であり勤務期間中は厚生年金保険の被保険者であったと思うので認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、季節雇用者は雇用保険にのみ加入させ、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかったとしている上、申立人が提出した昭和 58 年分源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、雇用保険料に見合う金額であることが確認できる。

また、当該事業所の被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号に欠落は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月29日まで

ねんきん特別便を受け取り、社会保険事務所に記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間は厚生年金に加入していることが判明した。その時に脱退手当金を受給しているかどうか調べてもらったところ、その後送付されてきた照会回答書に脱退手当金が支給されていると記載されていたが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、社会保険庁保管の申立人の厚生年金保険被保険者台帳に支給記録が確認できる上、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和21年1月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和21年1月21日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。